

後見センターレポート vol.2 1 (令和2年1月)



かーくん

成年後見人の選任について

1 最高裁と専門職団体との議論の状況 ～ 後見人の選任について ～

国の成年後見制度利用促進基本計画（平成29年閣議決定）では、成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善するため、家庭裁判所において、ご本人の生活状況等を踏まえ、ご本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるための方策を検討するものとされました。これを受けて最高裁判所は、平成30年6月以降、専門職団体との間で後見人の選任の在り方について意見交換を行い、平成31年1月、全国の家庭裁判所にその内容を情報提供しました。

（最高裁と専門職団体との間で共有した基本的な考え方）

① 身上保護等の観点も重視した後見人の選任

- ・親族等の候補者がいる場合は、選任の適否（親族間で意見が対立しているなどの事情がないかどうかなど）を検討。
- ・ご本人のニーズや後見事務における課題の専門性、候補者の能力・適性、不正防止の必要性などを考慮。

② 中核機関等による親族後見人の支援の必要性

親族等候補者に適格性があると判断されるときは、中核機関等の支援のもとで後見人として選任する。中核機関等の後見人支援機能が充実していない場合は、専門職後見監督人による親族等後見人の支援を検討する。

③ 後見人選任後も後見人の選任形態等を柔軟に見直し

ご本人のニーズ、課題や状況の変化等に応じて柔軟に後見人の交代や追加選任を行う。

2 東京家庭裁判所後見センターの運用

Q 親族候補者が後見人に選任されることは、少ないのですか？

最高裁判所が公表している統計数値によると、ご本人の親族が後見人に選任される割合は、年々低下しています。しかしこれは、親族を後見人候補者とする申立てが年々減少していることが大きく影響しているものと考えられます。実際には、親族が後見人候補者とされているケースで、その候補者が選任されない案件の方が、むしろケースとしては少数です。

親族候補者が選任されなかった主な事例としては、親族間に意見の対立があるケース、ご本人が親族候補者の選任に反対しているケース、候補者がご本人の財産を投資等により運用する目的で申立てをしているようなケース、候補者が健康上の問題や多忙などのため適正な後見事務を行い得ないと判断されるケースなどがあります。

このほか、専門性の高い課題が見込まれるケース、候補者とご本人との間で利益が相反する行為（遺産分割協議など）が予定されているケース、候補者が後見事務に自信がないケース、専門職による支援を希望したケースなどでは、親族候補者を後見人に選任したうえで、専門職を、後見人として又は後見監督人として併せて選任することがあります。他方で、例えば課題が解決した後は、不正防止の必要性なども考慮のうえで、専門職後見人又は後見監督人が辞任し、親族後見人のみで以後の後見事務を行う形態へ変更することもあります。

後見センターレポート vol.22 (令和2年1月)



かーくん

成年後見監督人の選任について

前号 (vol.21) では成年後見人の選任についてご紹介しましたが、引き続き、後見監督人の選任について、ご紹介します。

1 最高裁と専門職団体との議論の状況 ～後見監督人に期待される役割～

最高裁判所と専門職団体との間では、専門職後見監督人に期待される役割についても、平成31年頃から意見交換が行われ、最高裁判所から、専門職団体との間で基本的な考え方が共有されたとして、令和元年8月、全国の家庭裁判所にその内容が情報提供されました。

★専門職後見監督人に期待される役割★

専門職後見監督人には、「不正防止の観点」のみならず、より広く不適切な後見事務を防止するため、「後見人を支援する観点」から、後見監督事務を通じて、指導・助言・相談対応を行うという役割が期待される。

(監督人による指導、助言、相談対応の例)

- ・金融機関に対する財産調査の方法、後見人として必要な届出、保険金請求の方法などについて
- ・ご本人が利用可能な行政サービスや転居先の選択などについて
- ・後見人の家庭裁判所に対する報告書の作成方法について

2 東京家庭裁判所後見センターの運用

成年後見（法定後見）の場合に、後見監督人が選任されるかどうかは、事案ごとに裁判所が判断します。後見監督人が法定後見の全ての事案で選任されるわけではありません。後見監督人選任の必要性が高いと判断されるケースは、主に、①流動資産が多い場合、又は、②後見人による後見事務の遂行に関して、専門職の支援を受けることが望ましい場合です。いったん後見が開始した後、こうした必要性に応じて、後見監督人が新たに選任されることもあれば、逆に、後見監督人の辞任が認められることもあります。なお、東京家裁では、後見監督人には、後見人の知人等ではなく、第三者の専門職を選任しています。

Q 流動資産が多い場合は、必ず後見監督人が選任されるのですか？

国の基本計画では、不正防止の徹底の必要性が改めて指摘されています。

東京家庭裁判所後見センターでは、従来から、成年後見人が管理するご本人の流動資産額が概ね1000万円以上となる場合、原則として、専門職後見監督人を選任する方針としており、現在も方針変更はありません。ただし、流動資産額が高額であるケースのうち、後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の利用に適する案件で、実際にこれらを利用し、成年後見人の手元で管理するお金を100万円から500万円程度に設定したような場合は、後見監督人を選任しないケースも多く存在します（そのような場合であっても、専門職の支援を受ける必要があるときは、後見監督人を選任することもあります。）。

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金については、後見センターレポート Vol.20 もご参照ください。

後見センターレポート

vol.23 (令和2年7月)



かーくん

後見人の「裁量」について考えてみましょう

後見人の「裁量」って何？

後見人は、本人の財産管理や身上保護に関する事務を行うに当たって、法律の規定等に従うほか、本人の意思、心身の状態、生活の状況等を踏まえて、本人の利益となるように事務を行う必要があります（民法858条）。ただし、後見人が事務を行うに当たり、本人の利益となり得る方法が1つであるとは限りません。数ある選択肢のうち、どの方法を選ぶかは、後見人が最終的に責任をもって判断すべきことです。その意味で、**後見人には、後見事務を行うに当たって、かなり広い「裁量」がある**ということが出来ます。後見人が「裁量」の範囲内で行う選択について、裁判所が横から「相当ではない。」とか「もっとこうの方がいい。」などと口出しをすることはありません。

他方で、**後見人が本人の利益を害するような事務を行った場合は、「裁量」の範囲外である**として是正を求められ、場合によっては後見人を解任されたり、法的責任を追及されたりすることもあります（以上のことは、狭い意味での後見人だけではなく、保佐人、補助人又は任意後見人が本人のための事務を行う場合についても当てはまります。）。

どこまでが「裁量」の範囲内？

「本人の利益を害するような事務を行った場合は、『裁量』の範囲外である」とはいつでも、具体的にどこまでが後見人の「裁量」の範囲内といえるかは、一律に決まるものではなく、事案ごとの個別・具体的な事情によって異なります。

そのため、この点についての一般的な説明はできませんが、ここでは、いくつかの具体例を挙げて、「裁量」の範囲に関する裁判所の考え方の一端を示してみたいと思います。

例1 台風の影響で、本人の自宅敷地内の倉庫の外壁が剥がれ落ちた。このままだと崩れる可能性があるため、倉庫を取り壊したいが、取壊しの費用は35万円である。

本人の財産管理上、倉庫の取壊しが必要であることは明らかです。金額的にも必ずしも高額とはいえず、「裁量」の範囲内と考えて問題ありません（定期報告時に、裏付け資料とともに裁判所にご報告いただければ結構です。なお、支出金額が50万円以上となる場合には、連絡票を使用して、裁判所に事前のご連絡をお願いします。）。

例2 本人は、これまで自宅で介護を受けてきたが、今後、本人の財産から一時入所金を支払い、本人を施設に入所させたい。本人は、それなりの流動資産を有しているが、一時入所金は300万円、月額料金は20万円となる見込みである。

本人にとって、相応の費用を要する施設への入所が現時点で必要か否か、また、適切か否かについては、見方によっては、いろいろと議論の余地がありそうです。しかしながら、こうした点こそ、正しく後見人が責任をもって判断すべき事項であるということが出来ます。したがって、後見人の「裁量」の範囲内と考えてよいと思われま

す（ただし、この事案では、支出金額も比較的高額な上に、施設入所自体は、本人の身上に相応の変動を伴うものであることから、裁判所に事前のご連絡をお願いします。）。

例3 本人の夫から、本人の夫が所有する自動車の車検費用12万円を、本人の財産から払ってほしいと言われている。この自動車は、本人の外出時に必要不可欠なものである。本人の夫は、年金収入で他の家族を養っており、余裕がない。したがって、本人の財産より車検費用全額を負担したい。

一見すると、本人の財産を他人の利益のために支出しているのではないかとと思われるような事案です。後見人が本人の財産を他人の利益のために支出したとすれば、そのような支出は「裁量」の範囲外となるでしょう。ただし、この事案のような実情が認められる場合に、本人の夫が所有する自動車の車検費用を本人の財産から全額拠出することは、本人と夫との間の夫婦間の扶助義務（民法752条）の範囲内でもあり、また、本人にとって必要不可欠な交通手段の確保という意味では、本人の利益にもなる支出といえます。したがって、結論として、後見人の「裁量」の範囲内と考えられます。

もっとも、こうした事例では、本人の財産を他人の利益のために支出しているとみられる面があることから、当該支出がどのような理由で本人の利益のための支出といえるのかを事前によく検討した上で、定期報告時の後見等事務報告書等に記載するなどして、裁判所にきちんと説明できるようにしておかなければいけません。

例4 現在施設に入所中の本人は預貯金が乏しく、本人の施設費は本人の親類が負担している。今般、本人の親類の経営会社が資金の借入を要する状況となった。親類の会社を存続させ、親類が引き続き本人の施設費を支払うことができるよう、会社の借入れに際し、本人所有の不動産に会社のための抵当権を設定したい。

本人にとって第三者である会社の借入れのために、本人所有の不動産の処分行為（抵当権設定）を行うものであり、第三者の利益のために本人の財産をリスクにさらすものとして、通常は「裁量」の範囲内とはいえない難しいものと思われます。当該会社の経営者個人が本人の施設費の負担者であるからといって、事情は変わりません。施設費について当該会社の経営者個人を頼りにできなくなったのであれば、本人自身の流動資産の確保を目的とした別途の手段を検討すべきものと思われます。

終わりに

後見人にはかなり広い「裁量」がある一方で、その限界がどのあたりにあるのかということ、具体例を通じて多少なりともイメージしていただけたら幸いです。

後見事務を行う過程で、検討中の方針が「裁量」の範囲内といえるかどうか分からない場合には、検討中の方針の内容を具体的に示した上で、裁判所までご連絡ください。なお、後見人の「裁量」については、後見センターレポート vol.16（平成30年1月）も併せてご参照ください。

また、後見人としてそもそもどのような選択肢があるのか分からない場合や、どの方針を選ぶべきか迷った場合などは、お近くの成年後見制度推進機関（社会福祉協議会等）や、専門職（弁護士、司法書士等）にご相談ください。

後見センターレポート vol.24 (令和3年3月)



後見事務を行うに当たっての留意点 Part.1

後見事務を行うに当たって知っておくべきことや留意すべき事項については、成年後見人に選任した際にお渡ししたハンドブック（Q&A付き）に記載しています。

その中で理解が十分でないと思われる点や、誤解が生じやすい点について、本号と次号で主なものを紹介します。本号では、裁判所への報告や裁判所に提出する書類についての留意点を中心に紹介します。保佐人・補助人についても、基本的には同様です（財産管理権がない場合は無関係なものもあります。）。

1 裁判所に報告や連絡があるときは、連絡票に記載して提出する

本人の状況や財産に大きな変化があった場合など、裁判所に報告や連絡があるときは、できる限りその内容が明確になるように、連絡票に記載して提出してください。

2 裁判所に提出する書面には、事件番号を記載する

裁判所に書面を提出する際は、後見開始の審判書に記載された事件番号を記載してください。（例：基本事件番号 令和3年(家)第00000号）

3 財産目録や報告書の日付や期間は、同じ日に統一して記載する

裁判所に報告する際に作成する財産目録や報告書は、その報告の対象となる期間内の財産等の状況を把握するためのものなので、財産目録の基準日と、後見等事務報告書・収支状況報告書の報告期間最終日は、同じ日に統一して記載してください。

記載例：

財産目録 (<u>令和3年1月31日現在</u>)
後見等事務報告書 (報告期間： <u>令和2年2月1日～令和3年1月31日</u>)

4 収支状況報告書には、全ての収入と支出を、種類ごとに分けて記載する

収支状況報告書は、報告の対象となる期間内の収入・支出を把握し、収支が適切であることを確かめるための書類なので、期間内の収入・支出は、その種類ごと（定期収入・定期支出など）に分けて、親族の援助や立替金も含めて全て記載してください。

また、定期収入・定期支出に変化があったときは、変化があった期間について報告する際の後見等事務報告書に記載するようにしてください。

5 本人・成年後見人の住所が変わったときは、裁判所と法務局の両方に連絡・申請をする

本人・成年後見人の住所に変更があったときは、裁判所に住民票を添付して連絡票を提出してください。また、本人・成年後見人の住所は登記にも記載される事項なので、東京法務局にも変更登記の申請をしてください。

6 現金を管理する場合は、金銭出納帳を作成する

本人の現金を手元で管理する場合は、収支の年月日・理由・内容と現金残高を記載した現金出納帳を作成してください。必要に応じて裁判所に提出してもらうことがあります。

後見センターレポート

vol.25 (令和3年3月)



後見事務を行うに当たっての留意点 Part.2

前号 (vol.24) では、裁判所への連絡や裁判所に提出する書類についての留意点を中心に紹介しました。本号では、後見事務を行う際に必要な報告や手続を中心に紹介します。保佐人・補助人も、基本的には同様です。

1 本人が親族に贈与等をする場合は、予め裁判所に報告する

本人が第三者（親族、成年後見人も含む）に対して、金銭を贈与したり、不動産や金銭を貸したり、保証人になるようなことは原則として認められませんが、どうしても必要と考える場合は、予め裁判所に報告してください。

2 成年後見人が本人と遺産分割をするときは、特別代理人等の選任申立てをする

本人と成年後見人が相続人になっている遺産分割をする場合など、本人と成年後見人の利益が相反するときは、成年後見人が本人を代表することができないので、特別代理人（保佐・補助の場合は臨時保佐人・臨時補助人）の選任申立てをしてください。

法定相続分のおりに分割する場合のように、一見すると本人に不利益がないように見えるときでも、本当に本人の利益が損なわれていないか確認する必要があるため、この申立てが必要です。ただし、監督人がいる場合は不要です。

3 本人が亡くなったときは、速やかに裁判所に報告し、必要な手続をする

(すぐにやるべきこと)

- 裁判所に、死亡診断書（又は除籍謄本）のコピーと連絡票を提出する（2週間以内）
死亡診断書等をすぐに提出できない場合は、まず連絡票を提出してください。
- 法務局に、後見終了登記の申請をする
- 火葬やその費用の払戻しをする場合は、裁判所の許可を得て行う
保佐・補助の場合は許可不要です。
親族が葬儀を主宰する場合は許可不要です（その場合、葬儀費用は喪主の負担となりますので、その後に精算する場合は相続人で協議して決めてください。）。

(その次にやるべきこと)

- 後見事務費用を精算するなどして、引き継ぐ相続財産を確定する（2か月以内）
- 相続人に相続財産を引き継いで引継書を受領し、裁判所に提出する（6か月以内）
成年後見人が相続人の場合は不要です。
引継ぎが難しい場合は、その旨を裁判所に報告してください。

4 その他

その他、後見事務について疑問があるときは、まずはハンドブック（Q&A付き）を参照してください。他の成年後見人や監督人がいる場合は、そちらにご相談ください。

この他、成年後見制度については、居住する自治体の成年後見制度推進機関（推進機関がない自治体では、福祉サービス利用相談窓口）にご相談ください。